

すすき野中学校いじめ防止基本方針

(平成26年3月策定 平成30年3月改訂)

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「横浜基本方針」を受け、本校の学校目標および生徒の状況に照らした「本校の生徒が安心して、安全に豊かな学校生活を送る」ために、いじめ行為を防止することを目的とし、「すすき野中学校いじめ防止基本方針」を設定します。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止等に向けての基本理念】（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響をあたえるものとの認識に立つ必要がある。

【学校いじめ防止基本方針の目的】（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

◎ 学校としては（横浜市いじめ防止基本方針に基づく）

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援します。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図ります。
- (7) 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図ります。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

【組織の構成】

- (1) 校内にいじめ防止対策委員会を設置します。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成は次の通りです。学校長、副校長、生徒指導専任 生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー。
- (3) 必要に応じて外部機関（警察、区役所、児童相談所、主任児童委員）やスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求めます。

【組織の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口とします。
- (2) いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行います。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施します。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、そして必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を行います。

【具体的な取組】

- (1) 授業中や休み時間に、学年職員が担当フロアやトイレの巡回を行います。
- (2) 生徒の授業の観察を丁寧に行います。
- (3) 校内の点検・清掃などをして生徒が安心できる環境を提供します。
- (4) 担任は、昼休み教室に残留し生徒の状況を把握します。また副担任は廊下や外などを適宜、巡回し生徒の見守りを行います。
- (5) 特別支援教室への支援を行います。

【委員会の運営】

- (1) いじめ防止対策委員会を毎週 1 回、定期的を開催します。またいじめを認知した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、対策を講じます。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。
- (3) 一年間を振り返り、次年度の計画や取組の改善、見直しを行います。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【いじめの未然防止】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止に向けて、本校では次のように取り組みます。

- 自然とのふれあいや様々な人とのコミュニケーションを通して、広い視野をもち、**豊かな心の育成**を目指します。
- 多くの人間関係が形成されていくこの時期に、普段の生活や遊びなどを通して**ルールやマナーの大切さ**、友人との適切な距離のとり方を指導することで、良好な人間関係を育めるよう支援します。
- 保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、いじめが起こらないように努めます。また、保護者に対し生徒が SNS 端末を所持・利用する際には保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を求めます。
- 道徳の授業を通して、生徒たちの人権感覚を養い規範意識を高めながら自尊感情を育みます。

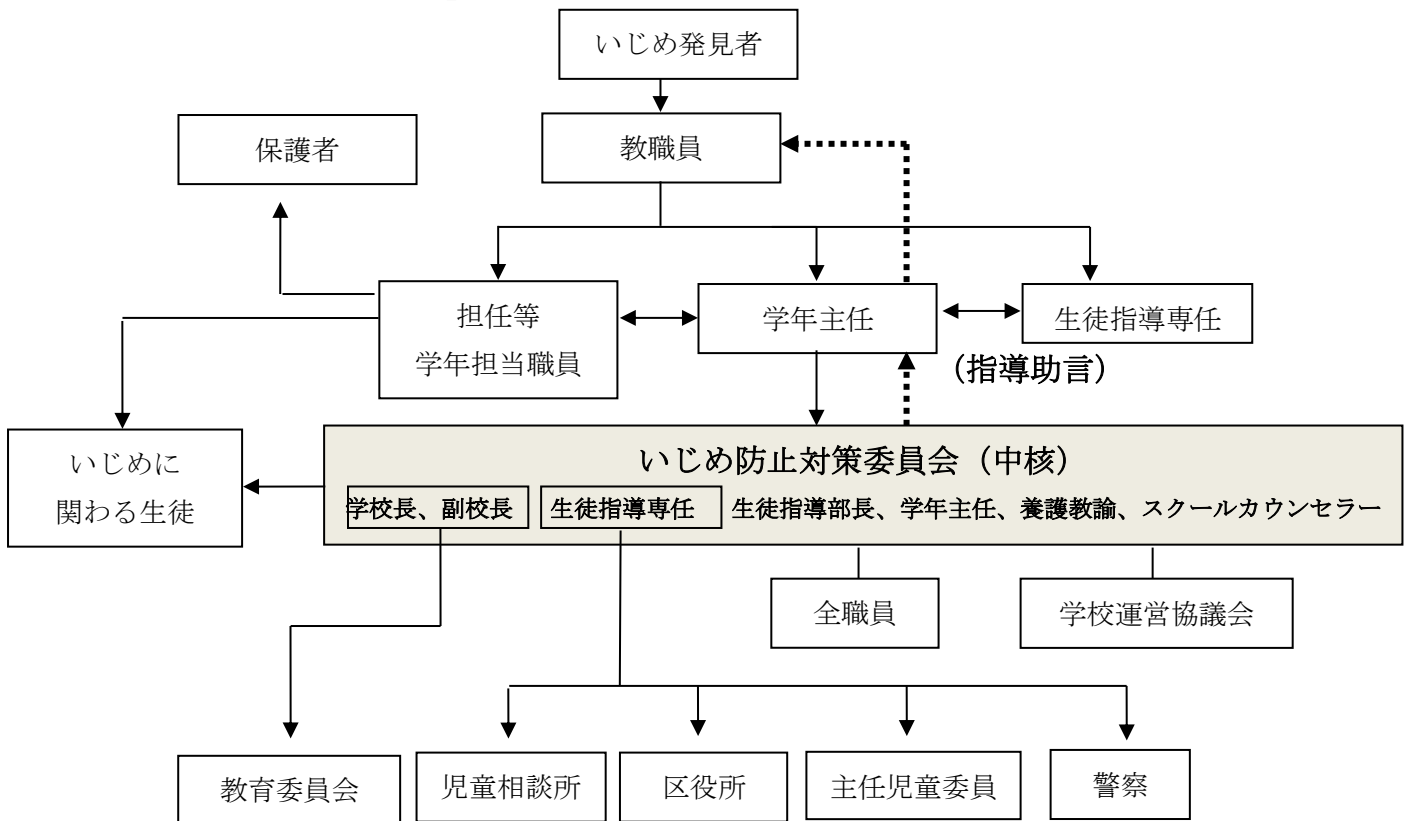
【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装った中で行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、真摯な態

度でいじめに対応します。いじめの早期発見に向けて本校では次のような取組を行います。

- ・いじめについてのアンケート0
 - ・教育相談
 - ・三者面談
 - ・不定期アンケート
- ・スクールカウンセラーとの面談、支援（定期的にスクールカウンセラーが来校し、支援や相談が必要な生徒・保護者と面談をする）
 - ・特別支援教育非常勤講師（特別支援教室）との面談
 - ・情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。
- SNS等で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し速やかに状況を確認して、早期発見、早期対応に努めます。

【いじめに対する措置】



【いじめの解消について】

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察します。

【教職員への研修】

いじめの対処の仕方について、例題をあげながらグループワークを行うなど、校内研修を年2回以上実施します。また、定期的に行われる職員会議では、特別支援教育と生徒指導理解も含めた情報交換を必ず行い、いじめの防止に努めます。

【学校運営協議会等の活用】

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や「学校、家庭、地域連携事業」等を活用し、いじめの問題やSNS関連など学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組み作りを推進します。

【年間計画】

月	内容	月	内容
4月	年間計画と指導内容の確認 引継ぎ 教育相談① いじめアンケート	9月 10月	教育相談②
5月 6月	生徒指導研修 情報モラル講習会 地区懇談会	11月 12月	人権標語作成 情報モラル講習会 人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめアンケート
7月	学家地連 横浜こども会議	1月	教育相談③
8月	専任教諭夏季研修に基づく 校内研修	2月 3月	生徒指導研修

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

【発生の報告】

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態（疑いを含む）と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 調査組織

その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に関わる調査を行うために、迅速にいじめ防止対策委員会を招集し、関係教職員と連携を図りながら、調査にあたります。

(3) 事実関係の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、どこで誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り明確にします。その際、被害生徒に対する配慮を最優先に調査を行います。

(4) 生徒、保護者への報告

被害生徒や保護者に対して、調査で明らかになった事実関係を必ず報告します。これらの情報の提供にあたっては、生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、いじめ防止対策推進法及び横浜市いじめ防止基本方針に照らし合わせ、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。見直しの必要がある場合は迅速に検討を行い、適時措置を講じます。